

[事案 22-20] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

平成 22 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人自身とその息子 2 人を被保険者とした 3 つの保険は、申込書が偽造されたもので、契約内容も要望した内容と異なることを理由に、契約無効と既払込保険料返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年と 20 年に下記の 3 つの保険に加入、その後、21 年 9 月に加入時の営業担当者が死亡し、新担当者より契約内容を確認したところ、契約①、②、③とも加入前に要望していた保険の内容と、加入した保険の内容が異なっていて、申込書に押された印鑑が全く知らないものが使われている。また、契約②、③の被保険者欄の息子の署名は、いずれも自筆のものではなく偽造されたものであることが判った。併せて、契約②、③の意向確認書の署名も自分のものではないので、3 つの保険契約はいずれも無効であり、各契約の既払込保険料を返還してほしい。

契約①

契約年月 H19 年 10 月
保険種類 利率変動積立型終身保険
契約者 申立人
被保険者 申立人

契約②

契約年月 H20 年 7 月
保険種類 利率変動積立型終身保険
契約者 申立人
被保険者 申立人の長男

契約③

契約年月 H20 年 7 月
保険種類 利率変動積立型終身保険
契約者 申立人
被保険者 申立人の二男

<保険会社の主張>

下記のとおり、契約①、②、③は有効に成立しており、申立人の主張は理由が無く、請求に応じることはできない。

<契約①>

- ・申立人は、意向確認書の署名をし、保険契約の内容が自分の意向に沿ったものであることを認めたくて、同日に申立契約の内容が記載された申込書に署名しており、錯誤はない。
- ・印鑑は誰が押したか不明だが、署名については申立人は自署を認めており、現に裁定申立書の筆跡と申込書の筆跡は同一である。よって、申込書は偽造されたものではなく、申立人が作成した文書である。
- ・申立人に対して、保険証券、契約内容を記載したインフォメーションを送付しているが、申立人はいずれについても苦情を申し立てておらず、これは、偽造でないこと、錯誤が無かったことを裏付けるものである。

<契約②、③>

- ・申立人は、意向確認書の署名をし、保険契約の内容が自分の意向に沿ったものであることを認めたくて、同日にその内容が記載された申込書に署名しており、錯誤はない。
- ・申込書、申込訂正請求書、意向確認書の署名は、裁定申立書の署名と同一の筆跡であり、

申込書、申込訂正請求書、意向確認書は、いずれも申立人が自署している。よって、申込書、申込訂正請求書、意向確認書は偽造されたものではなく、申立人が作成した文書である。

- ・申立人に対して、保険証券、インフォメーションを送付しているが、申立人はいずれについても苦情を申し立てておらず、これは、偽造でないこと、錯誤が無かったことを裏付けるものである。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづいて審理した結果、下記のとおり、申立内容を認めるまでの理由がないことから、生命保険相談所規程第 44 条を適用し、裁定書により理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

(1)偽造の主張について

下記理由により、申立契約の申込書の署名押印は、申立人の意思に基づいてなされたと言えるので、申込書の偽造の主張を認めることはできない。

1)保険契約者欄の署名について

- ・申立人は、苗字の 1 字の相違を指摘するが、契約②③の筆跡にはその指摘は該当せず、肉眼で比較する限り、申立人の筆跡によく似ていることから、申立人の筆跡であると判断され、契約②③も申立人が署名していると認められる。

2)押印について

- ・自宅には、押印に使用する印鑑があるのが普通であり、署名後、その場で押印まで済ませるのが通常といえ、手続きを自宅以外の場所で行なうにしても、印鑑を準備して持参するのが通常といえる。
- ・従って、押印に関する申立人の供述は不自然といえ、押印が、何時、何処で、どの印鑑を使用してなされたのか半然としないが、申込書は申立人が署名していると認められること、契約①については申込書が作成された日に告知書の記載がなされており、被保険者が申立人の子である契約②③は、数日後に申立人が立会い、被保険者がそれぞれ告知書に自署し告知を行っていること、その後、保険証券が送付されてきたことは申立人も認識していることから、押印は、申立人の了解のもとになされたものと認めざるを得ない。

(2)契約②、③の被保険者欄の筆跡について

本件では、契約時の被保険者の年齢は 12 歳（契約②）と、10 歳（契約③）で、法定代理人親権者が未成年者を代理して同意することになるが、下記理由により、筆跡の違いや押印の経緯をもってして、被保険者の親権者である申立人の同意がない契約ということはいえない。

- 1) 親権者である申立人は、被保険者を 2 人の子とする申立契約を締結する意思を有して保険契約者欄に署名しており、面接士との面接には、申立人が立ち会っていることから、申立人は、親権者として 2 人の子が契約②③の被保険者になることに同意してい

たと認めることができる。

- 2) 署名押印は、親権者の申立人自身によることが望まれるが、法律上、第三者に代行の権限を委ねることは認められ、必ずしも、申立人自身が署名押印しなければならないものではない。
- 3) 本件では、被保険者欄の筆跡が申立人のものであるかは不明で、押印の経緯も判然としないが、被保険者の親権者として申立人の同意があったと認められる以上、仮に、署名押印を申立人ではなく第三者が代行したとしても、申立人の意思に基づいて行われたものと推認できる。

(3) 錯誤の主張について

申立人は、契約①、②、③の内容が、いずれも要望と異なると主張するが、下記からすると、申立人において契約前に要望した内容があったとしても、契約時に改めて判断したうえで契約していると認められるので、申立人の錯誤を認めることはできない。

- 1) 契約①について、申立人の事情聴取において、設計書の内容は申立人の要望に則したものであったことを認めており、募集担当者が、申立人が了承した設計書と異なる内容の申込書を準備することは、通常考えられない
- 2) 契約②③について、申立人は、ケガや入院時の保障を要望したのみで死亡保障は要望していなかったと主張するが、申込書を見ると、死亡保障が付されていることは明らかであり、それに気づかなかったとは考え難いといえる。
- 3) 申立人の事情聴取における話の内容から、申立人は、募集担当者の依頼に応じて、長男と二男を被保険者とする高額の死亡保障が付いた契約に加入した可能性が窺える。

(4) 意向確認書の筆跡について

裁定審査会としては、契約②、③の意向確認書の筆跡が、仮に、申立人の筆跡でないとしても、そのことを以ってして、直ちに申立契約が無効となり、または取消しが認められるわけではないので、本件の結論に影響しないと判断する。